

第13章 公益通報者保護

(公益通報者の保護)

第67条 会社は、労働者から組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報があった場合には、別に定めるところにより処理を行う。

【第67条 公益通報者の保護】

近年、事業者内部からの通報（いわゆる内部告発）を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次いで明らかになりました。このため、そうした法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇等の不利益な取扱いから保護し、事業者のコンプライアンス（法令遵守）経営を強化するために、公益通報者保護法が平成18年4月に施行されました。

具体的な規程例等については、以下の資料をご参照ください。

（出典：消費者庁 <http://www.caa.go.jp/planning/koueki/>）

- 内部規程例

http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/files/150824_sanko2.pdf